



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2021 年 5 月

退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理の変更、 PDPA 施行の再延期及び 2020 年度の法人税申告の留意点

お客様各位

新型コロナウイルスの感染がなかなか収まらず、先が見通しづらい状況ですが、会計・税務・法務の最新動向をニュースレターとして配信いたします。皆様の業務の一助となれば幸いです。

I. 会計アップデート

先日、タイ会計士協会（TFAC）が「Q&A TFRS for NPAEs」を公表しました。TFRS for NPAEs に基づいてタイの法定監査財務諸表を作成し、TAS19（従業員給付）を任意適用している場合、数理計算上の差異の会計処理を変更する必要があります。

1. 退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理の変更について

IFRS 及び日本基準（連結財務諸表のみ）の下では、退職給付債務の計算は原則として数理計算に基づく必要があります。これにより、期末に、数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により数理計算上の差異が発生します。この数理計算上の差異は、その他包括利益を通じて純資産の部に計上されます。

TFRS for NPAEs に基づいてタイの財務諸表を作成する場合で、TAS19 を任意適用している場合、上記と同様に数理計算を行うため、数理計算上の差異が発生します。しかし、TFRS for NPAEs に基づく財務諸表の純資産の部にはその他包括利益の区分が存在しないため、発生した数理計算上の差異は当期純利益に含めて処理されていました。しかし、Q&A TFRS for NPAEs に基づき、今後提出する上記の場合の財務諸表は、発生した数理計算上の差異を当期純利益に含めることなく、株主資本等変動計算書を通じて純資産（利益剰余金）に計上することとなりました。

この変更は、今後監査報告書を提出する全ての会社に適用されますので、財務諸表の表示等については監査人と速やかに協議を行ってください。なお、TAS19を任意適用せずに、退職給付債務を数理計算に基づいて計算している場合は、引き続き、発生した数理計算上の差異は当期純利益に含めて処理することとなります。

II. 税務・法務アップデート

コロナウィルスの感染拡大を受けて、個人情報保護法（PDPA）の施行を再延期することを閣議が承認しました。また、今月は12月決算法人の法人税申告書（PND.50）の提出期限となるため、2020年度の法人税申告の留意点をお伝えいたします。

1. PDPA 施行の再延期

今月5日の閣議にて、コロナウィルスの感染拡大による事業者の負担軽減を考慮し、本年6月1日から施行される予定であったPDPAの施行を1年間延期する（2022年6月1日から施行する）ことが承認されました。

2. 法人税申告期限の延長

コロナウィルス感染拡大を受けて、4月30日付でタイ財務省から一定の要件を満たす会社の法人税申告書の提出期限及び納税期限の延長を認める通知が出されました。申告・納税期限の延長の対象となるのは、電子申告による場合のみとなります。

a) 非上場会社

対象会社	12月決算法人で2020年度のe-filing（電子申告）による当初の法人税の申告書提出期限が2021年5月末、納税期限が2021年6月末である非上場会社
対象文書	法人税申告書（PND.50またはPND.55）及び関連者取引の明細（Transfer Pricing Disclosure form）
延長後の申告・納税期限	2021年6月30日

b) タイ証券取引所に上場している公開会社（“上場会社”）

対象会社	以下の条件を満たす上場会社 (1) 12月決算法人で2020年度のe-filing（電子申告）による当初の法人税の申告書提出期限が2021年5月末、納税期限が2021年6月末である上場会社 (2) 財務諸表を承認する定時株主総会を2021年4月26日から30日までの間に開催することを予定していた会社で、コロナウィルス感染拡大を受けた特別措置（下記3.参照）に基づき、定時株主総会の開催日を延長した上場会社
対象文書	法人税申告書（PND.50）及び関連者取引の明細（Transfer Pricing Disclosure form）
延長後の申告・納税期限	2021年6月30日
その他の要件	タイ歳入局のウェブサイトを通じて、変更前及び変更後の定時株主総会開催日を2021年5月31日までにタイ歳入局長官宛てに通知する必要がある。

3. 定時株主総会の延期

コロナウィルス感染拡大を受けて、4月26日付でタイ商務省から以下の3つの要件を満たす12月決算法人の定時株主総会の開催期限（決算日から4ヶ月以内）とオンラインによる監査済み財務諸表の提出期限（定時株主総会開催日から1ヶ月以内）を最大で1ヶ月間延期を認める通知が出されました。

- (1) バンコク、ノンタブリ、パトゥムタニ、サムットサコーン、サムットプラカーン、チョンブリ、ラヨン、コンケン、チェンマイ、ナコンパトム、ナコンラチャシマ、ウドンターニー、プラチュワップキーリーカン、プーケット、ターク、ソンクラ、サケーオ、スパンブリーの18都・県のいずれかに所在する法人であること
- (2) 定時株主総会を2021年4月26日から30日までの間に開催することを決定し、株主に対して招集通知を発送済みであること
- (3) 上記の18都・県における一定期間の閉鎖要求により、定時株主総会の延期を余儀なくされたこと

4. 貸倒損失の損金算入要件の緩和

本年1月19日に、法人税の計算上の貸倒損失の損金算入要件を定めた Ministerial Regulation No.186 の改正案が閣議で承認されましたが、4月29日付で Ministerial Regulation No.186 の改正版が官報に掲載されました。この改正は2020年1月1日以降に開始する事業年度（2020年度）から適用されます。主な改正内容として、損金算入の対象となる債権額が以下のとおり引き上げられます（要件が緩和されます）。

債権金額		損金算入要件
改正前	改正後	

10万バーツ以下 (一定の金融機関は 20万バーツ以下)	20万バーツ以下	<ul style="list-style-type: none"> 適宜督促等の諸策を実施したことが証明できること、かつ 回収見込額以上の訴訟費用が見込まれることを立証できること
50万バーツ以下	200万バーツ以下	<p>以下(1)～(4)のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>(1) 債務者が個人の場合、債務者が死亡または失踪し、本人に債務を弁済できる在債がない事実を証明できること</p> <p>(2) 債務者が法人の場合、債務者が事業を廃止しており、債務弁済順位が上の他の債権者が有する債権額の合計がその債務者の財産を上回る事実を証明できること</p> <p>(3) 債権者により民事訴訟がなされ、裁判所に受理されたこと</p> <p>(4) 債権者により破産申し立てがなされ、裁判所に受理されたこと</p> <p>※上記(3)又は(4)の場合、債権者である法人の取締役がその会計年度の末日から30日以内にその債権の貸倒処理を承認すること</p>
50万バーツ超	200万バーツ超	<p>以下(1)～(4)のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>(1) 債務者が個人の場合、債務者が死亡または失踪し、本人に債務を弁済できる在債がない事実を証明できること</p> <p>(2) 債務者が法人の場合、債務者が事業を廃止しており、債務弁済順位が上の他の債権者が有する債権額の合計がその債務者の財産を上回る事実を証明できること</p> <p>(3) 債権者により民事訴訟がなされ、裁判所が債務履行命令を下したものの、債務者に債務弁済能力がないこと</p> <p>(4) 債権者により破産申し立てがなされ、裁判所の承認に基づき、債務者から最初の財産分配がなされたこと</p>

5. 関連者取引の明細書の提出方法の変更

2019年1月1日以降に開始する事業年度（2019年度）から、その事業年度の売上が2億バーツ以上の法人は、法人税申告書（PND.50）に関連者取引の明細書（“Transfer Pricing Disclosure Form”）を添付することが義務付けられていますが、2020年1月1日以降に開始する事業年度（2020年度）より、関連者取引の明細書をタイ歳入局のウェブサイト(www.rd.go.th)、もしくはタイ財務省のウェブサイト(<https://etax.mof.go.th>)にてオンラインで提出することが求められます。

なお、関連者取引の明細書をオンラインで提出できない場合には、タイ歳入局のウェブサイトより書式をダウンロードし、その書式に情報を記入のうえ、所轄の歳入局にハードコピーで提出することも認められますが、その場合には、オンラインで提出できない理由を記載した文書をタイ歳入局長官宛てに提出する必要があります。

KPMG のコメント

PDPA については、本年 6 月 1 日施行に向けて対応済み、もしくは対応途中であったお客様も多いと存じますが、PDPA が導入されることには変わりませんので、引き続きご対応のほどよろしく申し上げます。本件に関して質問等ございましたら、以下の担当者まで個別にご連絡ください。

KPMG 会計・監査担当者

宮田 一宏
パートナー
E: kazuhiro@kpmg.co.th



中島 悠史
アソシエイトディレクター
E: ynakajima@kpmg.co.th



KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以
パートナー
E: tshibata1@kpmg.co.th



伊藤 進
アソシエイトディレクター
E: sito1@kpmg.co.th



金澤 学
アソシエイトディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.th



木村 建祐
アシスタントマネージャー
E: kkimura2@kpmg.co.th



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

home.kpmg/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

